

定款の変更について

一般社団法人情報科学技術協会定款を下記のように変更したく、ご承認をお願いします。なお、定款の全文は、協会ホームページに掲載されております。

http://www.infosta.or.jp/soshiki/ipan_teikan20120401.pdf

【変更案】

1. 主たる事務所の所在地の変更（第 2 条第 1 項）

〔現規定〕 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

〔改定案〕 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

〔理由〕 2017 年 2 月 27 日から協会は東京都中央区新川の日本図書館協会会館で業務を行っており、この現状に合わせるものです。

2. 監事の職務・権限の修正（第 25 条第 3 項）

〔現規定〕 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認められた場合は、意見を述べることができる。

〔改定案〕 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認められた場合は、意見を述べなければならない。

〔理由〕 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 1 項「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。」の文面に合わせるものです。